



Broadmedia



JASDAQ

平成 30 年 3 月 14 日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
会 社 名 ブロードメディア株式会社
(コード番号：4347)
代 表 者 代表取締役社長 橋 本 太 郎
問 合 せ 先 取 締 役 押 尾 英 明
経 営 管 理 本 部 長
電 話 番 号 03 - 6439 - 3983

連結子会社の架空取引被害に関わる現在の状況に関するお知らせ

当社では、平成 30 年 1 月 30 日に発表した「連結子会社の架空取引被害及び当社の平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算発表延期に関するお知らせ」に記載の、当社の連結子会社である株式会社釣りビジョン（以下、釣りビジョン）における架空取引被害に関する調査を進めております。

当該架空取引は複数年にわたり行われており、その影響範囲は広く、調査すべき項目が多数あり、かつ、外部関係者も複数に及ぶため、本日現在でその調査は完了しておりませんが、現在までに判明している事柄等につきお知らせいたします。

現在、事態の究明に向け鋭意調査を進めておりますが、かかる事態は誠に遺憾であり、関係の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

本件架空取引の概要、調査の状況、今後の対応方針等につきましては、下記のとおりです。

記

1. 本件取引の概要と判明に至る経緯

A 社は、2007 年以前より複数のクライアントとの間で直接映像制作取引を継続していましたが、2007 年春頃に、一部大手クライアントからの支払サイトが納品後 3~4 か月であることに起因し、受注増加に伴う運転資金の負担が増加してきたことを理由に、クライアントからの一次受託先を釣りビジョンとし、当該受託額の 95%の再委託料で釣りビジョンから A 社へ再委託するという映像制作取引（以下、本件取引）を開始しました。

同時に、釣りビジョン及び A 社は、クライアントへの営業活動・受発注業務・請求、その他付随する業務を A 社に委託する旨の業務委託基本契約を締結し、本件取引に係るクライアントとの連絡は引き続き A 社が行うこととされました。

この新たな取引構造において、クライアントからの支払サイトが納品後 3~4 か月であることに對し、釣りビジョンから A 社への支払サイトを、納品確認ができた月の月末に設定することで、A 社の運転資金の負担が減少しました。

その後 2017 年 12 月に至るまで、同様の取引構造による本件取引は、当初の年間 80 百万円程度から増加しながら間断なく継続され、2017 年は月額 250 百万円～280 百万円となっており、これまでの取引における受注総額は 122 億円程となっておりました。

この間、当該取引に必要なクライアントの捺印済み書類は、適時に授受され、該当の売掛金が期日どおりに入金されておりました。また各年度末においては、釣りビジョンの会計監査人である監査法人が、クライアントに売掛債権残高確認状を送付し、釣りビジョンにおける当該取引の売掛金認識に齟齬がないことが確認されておりました。

しかしながら、2017 年 12 月 29 日に、12 月末を期日とした大口クライアントの売掛金の入金不足があったため、当該クライアントに対する入金督促や、A 社に対して状況の確認を進めていたところ、2018 年 1 月中旬に、A 社の代理人弁護士より釣りビジョンに対して、長年にわたり A 社が架空取引を行っており、クライアントからの取引上必要な書類の偽造、印鑑の偽造等を含む各種不正行為を行っていた旨の説明がなされました。

そこで、これらの報告・連絡を受け、釣りビジョンおよび当社では、直ちに内部で可能な調査に着手し、更に 2018 年 1 月 30 日には社内調査委員会を設置し、外部専門家のアドバイスを受けながら、継続して調査を行っております。

2. 本件取引の業務フロー

本件取引における業務フローは下記のようになっており、書類の不備・遅延も、入金遅延もありませんでした。

- ① クライアントから A 社へ担当者捺印済み発注書を手交、受理。
- ② A 社より釣りビジョンに当該発注書を手交、受理。
- ③ A 社が制作物を制作。
- ④ A 社より釣りビジョンに制作完了報告。
- ⑤ 請求書・納品書・確定見積書・返送用納品受取書を釣りビジョンから A 社へ手交。
- ⑥ A 社がクライアント宛に納品物及び書類一式を手交。
- ⑦ 納品物（映像）のコピーDVD を A 社から釣りビジョンに手交。
- ⑧ 署名捺印済みの納品受取書がクライアントより郵送にて釣りビジョンに送達。
- ⑨ 毎月月末にクライアント名義で、釣りビジョンの銀行口座に当該月期日の売掛金の入金。

3. 残高確認状による売上の確認

上記の業務フローとは別に、会社法監査の一環で、釣りビジョンの会計監査人である監査法人より複数のクライアントに、売掛債権に対する残高確認状を毎年 1 回（2 月あるいは 3 月）送付しておりました。

当該残高確認状については、全てクライアントより各社社名・担当者名・科目・認識残高等の必要事項が記載され、社印が捺印された形で監査法人に返送されておりました。また、金額の認識相違もありませんでした。

4. 本件架空取引の手口について

上記業務フロー・残高確認状による確認プロセスを前提に、本件の手口について、調査委員会による調査において現在のところ下記の事実が確認されております。ただし、全ての取引において同様の手法であったかどうかの確認は、関係者が複数にわたるため現時点では完了しておりません。

ア 発注書等の偽造

A社の代表取締役B氏は、クライアントからの受注に関する書類等の授受もA社で行う業務フローであることに着目し、クライアント社印・担当者印を偽造した上で、それらを使用してクライアントを文書の作成者とする発注書・納品受取書を偽造し、釣りビジョンに手交していました。

納品受取書については、2013年以降は手交ではなく、クライアントから釣りビジョンに直接郵送するフローでしたが、実際には、B氏があたかもクライアントから郵送されたかのように装って、釣りビジョンに郵送していました。

イ 振込について

複数のクライアントからの売掛金の振込については、2007年4月の取引開始から2017年12月末まで、ほぼ遅れることなく、全て該当するクライアント名義で全額振り込まれていました。

しかし実際には、A社が自社の口座から現金を引き出した後、銀行の振込伝票における振込名義人欄にクライアント名を記載して釣りビジョンに送金することで、あたかもクライアントから振込を行っていたように見せていたことが確認されています。

ウ 残高確認状について

残高確認状は、監査法人から各クライアントに直接送付されるため、本来はA社が介在する余地はありません。しかしながら、B氏が事前に各クライアントの担当者に「手違いで監査法人から残高確認状が届く。間違いなので、自分に手渡して欲しい」と告げ、封を開けないまま入手し、偽造したクライアント社印・担当者印を使用して、必要事項を記載し、監査法人に返送していたことが確認されました。この点は、一部のクライアントの担当者へも確認が完了しており、同様の認識であることが確認されています。

5. 架空取引の特定状況について

本件取引は、2007年4月から2017年12月にわたり行われ、その総件数は約700件、受注総額は122億円程でした。そのうち、主に2011年以降の取引約650件120億円程については、釣りビジョン側に存在する各種データ・証票、及びA社の銀行通帳・振込伝票控えなどと突合することにより、全て架空取引であったことが調査によって確認されております。残る約50件2億円程については、上記手法だけでは架空取引か実際の取引かの特定が困難であるため、当該取引における複数のクライアントに対してその真偽の確認依頼を行っております。

B氏は、「取引開始当初は実際の取引であったが、徐々に水増し・架空取引となっていった」と供述しておりますが、架空取引か実際の取引かが特定できていない約50件は、取引当初から2010年までの間のものであるため、現時点では確認が完了していないものの、これらが実際の取引であった可能性はありと推測しております。

6. 架空取引の規模と財務諸表への影響等について

架空取引か実際の取引かが特定できていない取引の金額は、本件取引の総額の2%程度であり、現時点では全ての取引が架空取引であった場合の財務諸表への影響額は以下のとおりですが、今後の調査結果により、影響額は変動する可能性があります。

<過去の損益計算書>

①該当する取引を、全て架空であり、売上・原価を計上できる商取引ではなかったと認識して、損益計算書上の当該売上・原価を取り消す処理を行っております。

⇒結果として各期の売上高・原価・営業利益が減少しております。

②全て消費税対象取引と認識していたため、受取消費税と支払消費税との差額を納税しておりますが、これらは過大な支払であったと認識しております。

⇒当該過払い認識額を、還付されないものとして各期で租税公課として費用計上したことで、販管費が増加し営業利益以下が減少しております。

③法人税については、過去に遡っての課税額訂正は受けられないものとして、会計上の訂正処理は行っておりません。

⇒上記①②の処理で会計上の利益額は減少しておりますが、法人税の額は変動しておりません。

<過去の貸借対照表>

①各期末において、貸借対照表上のクライアントに対しての売掛金は取り消されております。

(A社に対しては当月支払をしていたため、買掛金は各期末において存在しておりません)

②代わりに、その時点までに税込でA社に支払った額と、クライアント(と認識できる先)からの税込で入金された額の差額をA社に対する未収入金に変更しております。

上記処理の結果、現時点において過年度及び当期第2四半期までの当社連結計算書等の主な項目に与える影響額は下記のとおりですが、今後の調査結果により影響額は変動する可能性があります。

なお、2018年1月30日に発表した「連結子会社の架空取引被害及び当社の平成30年3月期第3四半期決算発表延期に関するお知らせ」に記載の金額と差異がありますが、対象取引の精査が進んだことに加え、上記のとおり、過年度における消費税の過払いに相当する額を、当該年度に租税公課として費用計上することとなったことが主な要因です。

(単位:百万円)

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
第13期 2009年3月期	売上高	11,714	11,614	△100
	営業利益	△393	△399	△6
	経常利益	△1,067	△1,073	△6
	当期純利益	△904	△908	△3
通期	純資産	5,270	5,261	△9
	総資産	8,836	8,826	△9

第 14 期 2010 年 3 月期 通期	売上高	10,527	10,309	△ 217
	営業利益	558	544	△ 14
	経常利益	611	596	△ 14
	当期純利益	1,174	1,166	△ 8
	純資産	6,728	6,704	△ 24
	総資産	9,325	9,301	△ 24
第 15 期 2011 年 3 月期 通期	売上高	13,927	13,549	△ 378
	営業利益	860	838	△ 21
	経常利益	829	807	△ 21
	当期純利益	450	436	△ 13
	純資産	6,771	6,727	△ 44
	総資産	9,676	9,632	△ 44
第 16 期 2012 年 3 月期 通期	売上高	12,485	11,872	△ 612
	営業利益	803	771	△ 32
	経常利益	800	767	△ 32
	当期純利益	479	458	△ 20
	純資産	7,469	7,392	△ 76
	総資産	11,811	11,734	△ 76
第 17 期 2013 年 3 月期 通期	売上高	12,968	12,124	△ 844
	営業利益	166	121	△ 44
	経常利益	△ 215	△ 260	△ 44
	当期純利益	△ 424	△ 453	△ 28
	純資産	6,930	6,809	△ 121
	総資産	12,529	12,408	△ 121
第 18 期 2014 年 3 月期 通期	売上高	12,301	11,114	△ 1,187
	営業利益	△ 618	△ 681	△ 62
	経常利益	△ 1,134	△ 1,196	△ 62
	当期純利益	△ 777	△ 818	△ 40
	純資産	6,117	5,933	△ 184
	総資産	11,099	10,915	△ 184
第 19 期 2015 年 3 月期 通期	売上高	11,918	10,272	△ 1,646
	営業利益	△ 1,147	△ 1,236	△ 89
	経常利益	△ 2,358	△ 2,447	△ 89
	当期純利益	△ 2,580	△ 2,598	△ 17
	純資産	4,444	4,175	△ 269
	総資産	8,978	8,708	△ 269

2016年3月期	第20期	売上高	12,117	9,955	△ 2,162
		営業利益	71	△ 46	△ 117
		経常利益	△ 198	△ 316	△ 117
		親会社株主に帰属する当期純利益	△ 1,082	△ 1,142	△ 60
	通期	純資産	3,509	3,122	△ 387
		総資産	7,591	7,204	△ 387
2017年3月期	第21期	売上高	13,158	10,413	△ 2,744
		営業利益	187	38	△ 148
		経常利益	134	△ 14	△ 148
		親会社株主に帰属する当期純利益	△ 350	△ 426	△ 76
	通期	純資産	2,942	2,406	△ 536
		総資産	7,800	7,263	△ 536
2018年3月期	第22期	売上高	6,682	5,159	△ 1,523
		営業利益	67	△ 3	△ 70
		経常利益	54	△ 16	△ 70
		親会社株主に帰属する当期純利益	24	△ 0	△ 25
	第2四半期	純資産	3,295	2,710	△ 585
		総資産	7,695	7,079	△ 615

7. 内部者の関与について

本件はA社代理人弁護士からのA社による詐欺である旨の報告から発覚していること等からも、当社では本件はA社代表取締役B氏及び取締役C氏を主犯とする詐欺事件であると認識しており、調査委員会からも、これまでの調査では釣りビジョンを含む当社グループ内には本件架空取引に加担した者はいないことが濃厚であると報告されております。しかしながら、監査法人との協議等の結果、より慎重に判断するため、内部不正事案と同等の調査として、得意先と仕入れ先の重複調査・内部者と仕入れ先との重複調査・稟議書調査・売上推移等の分析調査・交際費調査等を行うこととし、現在それらの調査を行っております。

8. 反社会的勢力との関係について

外部専門家にB氏を中心にA社関係者に関する調査を依頼しましたが、反社会的勢力との関係は認められませんでした。

9. 調査の状況及び四半期報告書提出期限の再延長について

2018年2月14日発表の「平成30年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に関する承認のお知らせ」に記載のとおり、四半期報告書の提出期限延長が承認されたため、その期限である3月14日までに、適正意見が付された監査レビュー報告書が添付された四半期報告書を提出するべく、社内調査委員会を主体とした調査を進めておりました。

しかしながら、2月14日以降に、上記7.に記載のとおり、内部者の関与の有無にかかわる追加調査が発生したこと、また、5.に記載の架空取引の特定に関する調査においてA社からの資料提出が

遅れ、実際の取引であった可能性が高い案件の判別に時間が掛かったことや、結果として実際の取引であった可能性が高い案件の件数が増加したため、クライアントに対しての確認事項が当初想定よりも増加したこと、更に、前任監査法人が会計監査人であった期間の監査状況の確認等に想定以上の時間が掛かっていること等により、現時点で調査が完了しておりません。

この状況であるため、本日、平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書について、2018 年 4 月 13 日までの提出期限再延長を申請し、その後承認を受けております。そのため、当第 3 四半期の決算発表につきましても、再度延長させていただき、4 月 13 日までに行う予定です。

また、継続している調査につきましては、現在、遅くとも 3 月末頃までの完了を目標に進めており、調査が完了次第、完了したことを含め必要な内容を改めて発表する予定です。

10. 内部統制上の問題と経営陣等の処分等について

7.に記載のとおり、本件は詐欺被害であり、内部者の関与は現時点で認められておりません。しかしながら、当該事象を引き起こし、早期に発見できなかったこと等について、釣りビジョン及び当社経営陣には一定の責任があると考えております。

また、内部統制の状況については、現時点で調査が未了であるため、当社として最終判断はしておりませんが、納品物の確認や稟議起案等の一部業務プロセスにおいて運用上適切に行われていなかった点が報告されております。本件取引は停止された状態であり、今後発生しない見込みですが、その他の取引に係る当該プロセスについては、既に適正運用の徹底が進められております。更にこれら以外にも、内部統制に係る整備・運用状況について引き続き調査を進めており、その結果、内部統制の整備・運用等に不備が認められた場合には、速やかに是正するとともに、再発防止策等を策定する予定です。

本件の影響で今期業績予想が大幅に悪化したこと、四半期報告書の提出が大幅に遅延していること、過年度の決算に誤りがあったこと等につきましては、当社経営陣の責任と認識しております。そのため、対象者に対しての処分等を検討しておりますが、その決定は、調査によって全容が判明した段階で決定することが適切であると考えられるため、調査完了後に速やかに発表する予定です。

以上